主 文 原決定中抗告人らに関する部分はいずれもこれを取消す。 抗告人らをいずれも処罰しない。

理由

よつて、案ずるに、記録によると、原裁判所は、抗告人らはいずれもA町農業協同組合の理事であつたもの及び現に理事であるものであるところ、同組合が昭和三〇年六月四日の総会において、組合の事業内容の一部を変更したのについて、同三七年六月三〇日まで、その変更登記を怠つたとして、過料に処したものである。ところで、記録によると、本件A町農業協同組合においては、組合定款に、組合

ところで、記録によると、本件A町農業協同組合においては、組合定款に、組合理事は組合長一人を互選し、組合長は組合を代表し、組合業務を処理する権限を有し(定款第三一条第三二条)、それ以外の理事の責務は理事会の構成員として理事会の決議に参加する(定款第三四条)が、組合の代表権限は勿論、その業扮の直接の処理権限をも有しないものであることが認められる。

〈要旨〉農協法第八五条第一項は、同法第七四条第二項の変更登記は、組合の理事の申請に因つてこれをなす旨定〈/要旨〉め、更に同法第一〇一条第一九号によると、右登記を怠つた役員は一万円以下の過料に処する旨定めているのであり、これらの規定の文言からすれば、変更登記義務は各理事がそれぞれ負担しており、従つて、その懈怠が存するときには、全理事が罰せられると解せられないこともない。

しかしながら、農協法第四一条民法第五三条第五四条の規定によれば、農協法においても、民法上の法人と同様に、農業協同組合は定款等によつて理事の代表権限に制限を加えることがあり得ることは予定しているところであり、このように、定款等によつて理事の権限が制限され、組合の代表権限及び業務処理権限が特定の理事にのみ存する旨定められ、組合の業務がこの定めに従つて運営され、他のいわゆる平理事は、理事会の構成員に過ぎないような実体が存する場合においては、前記のような変更登記(これも組合業務の一種である)をすることは、前記法律の規定のような変更登記(これも組合業務の一種である)をすることは、前記法律の規定の登記懈怠の責任は、代表権限のある理事のみがこれを負担するのが相当であると解すべきである。

 者と定めている(非訟事件手続法第一八〇条第一八八条)ことからしても、裏付けされる。このような登記義務懈怠の責任の性質、これを処罰する法の目的に鑑みるときは、登記義務が公法上の義務であるとしても、定款等によつて代表理事が定められている場合は、その代表理事のみを処罰すれば必要にしてかつ十分であり、そ れ以外の理事をも重ねて処罰するというようなことは、法の予定していたところで はないし、また合理的な根拠のないものというべきである。

本件A町農業協同組合の業務処理は前認定の通りであり、また本件変更登記懈怠期間中の組合長であつたB及びCは、いずれも右登記懈怠について過料に処せられていることは記録によつて明らかであるから、右登記解怠期間中に理事であつた抗告人らを重ねて処罰することはできないものといわなければならない。

本件抗告申立は理由があるから、抗告人らを過料に処した原決定を取消し、抗告 人らを処罰しないこととし、主文の通り決定する。 (裁判長裁判官 渡辺進 裁判官 水上東作 裁判官 石井玄)